平成２２年（フ）第４９４号
堺市堺区田出井町１番２―3601号
債務者　西村　修治
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
京都市山科区勧修寺平田町55番地９
債務者　小泉　千代（旧姓大八木）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
山口市宮野下180番地17
債務者　藤村　一民
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　賛平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
長崎県長崎市坂本３丁目７番８号
債務者　鈴田　邦芳
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
山形県寒河江市大字寒河江字赤田146―１
レオパレスフルール203、住民票上の住所山形県西村山郡朝日町大字太郎2362番地１
債務者　大井　　操
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
長崎県長崎市西出津町2855番地
債務者　尾下　和枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
岐阜県高山市新宮町2175番地、前住所岐阜県下呂市萩原町山之口1009番地１
債務者　林　　美孝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
北海道北広島市西の里東２丁目17番地１
債務者　吉岡　勝雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０号
愛知県一宮市大和町戸塚字宮崎東19番地59
戸塚マンションＣ―212号
債務者　樋口　良幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２２９号
川崎市幸区小倉1265番地　栗田病院内
債務者　長澤　和美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広瀬　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４号
大分県由布市湯布院町川上1772番地
債務者　佐藤　　匡
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
愛媛県喜多郡内子町内子880番地
債務者　鶴井　敏明
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳瀬　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７１号
青森県八戸市西白山台１丁目３番20号、前住所横浜市神奈川区反町１丁目５番地12　シティコープ反町３Ａ
債務者　杉山　浩之
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
青森県八戸市南郷区大字島守字ケト森５番地79
債務者　金田　京子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
青森県八戸市長者１丁目４番１号さくら荘Ｂ―１
債務者　出貝　勝則
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池１番地１フローラルナカノＣ号、前住所青森県八戸市大字上徒士町１番地４　朝日プラザ長根公園203
債務者　赤牛　亜紀
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
滋賀県米原市顔戸1368番地38
債務者　安食　将子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係